

この度の社会福祉士のカリキュラム改訂案において科目としての「就労支援サービス」を廃止する設計になっていることについて、強い懸念を持つものである。

社会福祉の援助対象者の就労を支援することは、単に経済的な自立のみならず、社会的連帯や自己実現を図る上で極めて重要であり、就労支援を必要とする援助対象者の権利の回復にも欠かせない要素である。社会福祉士として、このような観点から就労支援に係る理念、知識や技術をもって援助対象者に関わることは、今後ますます期待されているところである。

新カリキュラムの設計では、就労支援に関する事項は、新科目名で言えば「障害者福祉」や「貧困に対する支援」において扱われると説明されている。しかしながら、現行の「就労支援サービス」のように、労働をめぐる全般的な環境や労働関係法規の理解を基盤に、各分野に共通する就労支援の仕組みや、援助対象者の特性に応じた就労支援の制度・サービスを包括的に学ぶことが重要である。現行カリキュラムで「就労支援サービス」がひとつの科目として位置付けられてきた意義もそこにある。包括的な「就労支援サービス」の特徴としては、ディーセントワークの実現に代表される各分野に通底する、働くこと、それを支援することの理念や、職業リハビリテーションの分野に固有の機関や援助技法等があげられるが、新カリキュラムでは、それらについて系統立てて学ぶ機会を社会福祉の教育から奪うことにもなりかねない。

働くことを通じた社会参加や自己実現の要請など今後も就労支援分野での社会福祉士の活動が期待されるにもかかわらず、各分野に包含されているといった説明で安易に廃止をするのは誠に遺憾である。

社会福祉士が担う就労支援をさらに展望していくために、現行の「就労支援サービス」を廃止することなく、その内容の更なる改善を図るべきである。

日本職業リハビリテーション学会